

農地法第5条第1項第6号の規定による届出に要する書類

【届出先:羽曳野市農業委員会】 (市街化区域での農地転用で所有権や賃貸借権の設定となるもの)

No.	書類の種類		発行機関	提出部数		返却
				原本	写し	
1	届出書類一式		市	2		1
2	土地登記事項証明書(全部事項証明書)					
		登記証明書記載の住所が所有者住所と同じとき	No.2のみ	法務局	1	
3		登記証明書記載の住所が所有者住所と違うとき	No.2+住民票	市	1	
4	住民票謄本【譲受人】		市	1		
5	譲受人(借受人等の被設定人)が法人である場合、 ㊦「定款の写し」、㊧「寄付行為の写し」、㊨「登記事項証明書」のうち、どちらか一方 【㊦か㊧か㊨の内1つだけ】		㊦定款の写し	申請者		1
			㊧寄付行為の写し	申請者		1
			㊨登記事項証明書	法務局	1	
6	農業委員会会長宛て誓約書		市	1		
7	申請地の位置図(付近見取り図)		申請者			2
8	既に転用している場合は、経過書(始末書)		申請者	1		
9	狭山池土地改良区の受益地に該当する郡戸・野・河原城地区の転用については、狭山池土地改良区への問い合わせ及び受理証明書が必要		狭山池土地改良区			1
10	水利組合長の同意書		申請者	1		
11	隣接農地所有者又は耕作者(小作人)の同意書		申請者	1		
12	代理人が申請する場合	委任状		申請者	1	
13	小作地の場合	農地法第18条第6項の合意解約を先行して手続きしてください。				

注 意 事 項	*開発許可、証明、指導要綱等に関することは、建築指導課開発指導担当と協議をして下さい。
	*建物の建築、3000㎡を超える駐車場などは、建築指導課開発指導担当と事前に協議をして下さい。
	*添付書類は、3ヶ月以内のものとする。
	*申請書への押印は不要ですが、提出時に本人確認させていただきます。
	ただし、委任状には、委任者(申請者)の署名(または記名)のうえ押印は必要とします。

問い合わせ先・・・羽曳野市農業委員会事務局 072(958)1111 内線4710・4711